

## 熊本地震サッカーファミリー復興支援金 運用規則

### 第1章 総則

#### 第1条 (総則)

本運用規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）が、熊本地震で被災したサッカーファミリーの復興支援のために行う「熊本地震サッカーファミリー復興支援金」に関する募金活動（以下「本募金活動」という）およびその募金活動によって得られた寄付金の運用方法等について、必要な事項を定める。

### 第2章 目的

#### 第2条 (目的)

本募金活動及びその運用は、熊本地震で被災した地域のサッカーファミリーが、これまで通り、誰もがいつでもサッカーを楽しむことができる環境の復興を目的に実施する。

### 第3章 募金活動

#### 第3条 (募金活動の名称)

本募金活動の名称を「熊本地震サッカーファミリー復興支援金募金」と称する。

#### 第4条 (募金団体及び銀行口座)

本募金活動の募金団体及び銀行口座は次のとおりとする。

募金団体：公益財団法人 日本サッカー協会 会長 田嶋幸三  
〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷3-10-15）JFA ハウス  
銀行口座：みずほ銀行 渋谷支店（210）普通預金 1688839  
公益財団法人日本サッカー協会 熊本地震 サッカーファミリー復興支援金口

#### 第5条 (募金活動の実施方法)

募金活動の実施方法等に関する規則は、別に定める。

### 第4章 活動内容

#### 第6条 (活動内容)

本募金活動を通じて得られた寄付金等により、本協会は、第2条の目的に基づき、次の活動を行う。

- (1) 本募金活動に関する関連活動
- (2) 熊本地震の被災地及び被災地域のサッカーファミリーへの物資支援
- (3) その他、復興支援委員会（以下、「委員会」という）が認めた復興支援活動

### 第5章 専用口座の設置及び運用

#### 第7条 (専用口座の設置)

1. 本募金活動による寄付金等を受け入れるにあたり、第4条に定める「熊本地震サッカーファミリー復興支援金口座」（以下「専用口座」という）を設置し、本募金活動による寄付金の全部を専用口座で管理する。
2. 本協会は、専用口座で管理する寄付金の収入支出に関する帳簿および証拠書類を備え

なければならない。

#### 第 8 条 （復興支援計画及び収支予算）

第 6 条に定める復興支援活動を行うにあたり、委員会は、復興支援に関する事業計画書及び収支予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

#### 第 9 条 （熊本地震サッカーファミリー復興支援金の運用）

委員会は、理事会にて承認された事業計画書及び収支予算に基づき、「サッカーファミリー復興支援金」を運用し、復興支援活動を実施する。

#### 第 10 条 （事業報告及び収支決算）

「熊本地震サッカーファミリー復興支援金」の収支決算は、事業報告書と共に毎会計年度（本協会の会計年度に準ずる）終了後 3 ヶ月以内に委員会から理事会に報告するものとする。

#### 第 11 条 （成果の公表）

理事会で承認を得た「熊本地震サッカーファミリー復興支援金」の収支決算は、活動報告書と共に、広く社会に公表しなくてはならない。

### 第 6 章 その他

#### 第 12 条 （活動の完了）

復興支援活動は、「熊本地震サッカーファミリー復興支援金」の残高がなくなり次第、完了するものとする。

#### 第 13 条 （運用規則の変更）

この運用規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。

#### 第 14 条 （細則）

この運用規則の施行についての詳細は、別に定めることができる。

#### 附 則

この運用規則は 2016 年 5 月 6 日より施行する。